

(平成25年12月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年4月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年2月
② 平成4年4月
③ 平成4年8月

私は、申立期間当時、学生であったが、平成6年4月の就職が内定していた会社から事前に案内された「入社時に提出を要する資料」の中に「年金手帳」の記載があったため、母に相談したところ、国民年金に加入していないことに気付いた。

平成6年3月下旬に就職のためA県B市に引っ越した際、母が就職準備を手伝うため1か月ほど同居してくれたので、その頃に母が、国民年金の加入手続をC社会保険事務所(当時)又は同市役所で行い、国民年金保険料の納付については具体的な記憶は無いが、当時遡って納付できる期間を納付してくれたと聞いている。

母から年金手帳を受け取る際に、「全部支払えたよ。良かった。」と聞いた記憶もあり、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③について、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、「国民年金の加入手続を行った際、2年間遡れると聞き、納付できる期間の保険料を納付した。」旨主張しているところ、オンライン記録によると、申立人の平成4年2月2日の国民年金被保険者の資格取得日及び6年4月1日の被保険者の資格喪失日の入力は、同年4月18日に行われていることが確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の記録から、

申立人に係る国民年金の加入手続は、同年4月頃に行われたものと推認でき、当該加入手続時点において納付が可能な申立期間②直前の4年3月の保険料は、6年4月22日に納付されていることが確認できることから、申立人の母親の主張と符合する。

また、オンライン記録により、申立期間②及び③前後の国民年金保険料の納付状況を確認すると、前述の平成4年3月の保険料を6年4月22日に納付して以降、4年5月の保険料は6年6月27日、4年6月の保険料は6年7月26日、4年7月の保険料は6年8月30日及び4年9月の保険料は6年10月28日と、時効による納付期限を意識し、納付していることがうかがえる上、同年7月26日（平成4年6月の保険料の納付日）には、平成5年度に係る12か月分の保険料を一括して納付していることが確認でき、未納保険料の解消に努めていることがうかがえることから、申立期間②及び③の保険料についても申立人の母親が納付したものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①について、申立人は、「国民年金の加入手続は、就職前の平成6年3月に母が行った。」と申し立てている。

しかしながら、前述の加入手続時点（平成6年4月頃）において、申立期間①は既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間であることから、申立人の母親は、当該期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の母親は、「納付時期及び納付場所など、具体的なことは覚えていない。」旨陳述しており、申立期間①に係る保険料の納付状況は不明である上、申立人及びその母親から当該期間に係る保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立期間のうち、平成4年4月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで
申立期間の国民年金保険料は、私の子が納付してくれた。

国民年金保険料の納付状況について、子は、「自分が、A市（現在は、B市）C課でD事務担当として勤務中の昭和53年6月末又は同年7月初旬頃に、同課のE事務担当の先輩職員から、両親の国民年金保険料の未納を指摘されたので、私と同期採用であったE事務担当の職員に、当該未納期間の保険料を特例納付する場合に必要となる保険料額を計算してもらい、その翌日、同期採用の職員の机の前で、両親二人分の6万4,000円を特例納付保険料として同職員に手渡し、同職員から手書きの領収書を受け取った。」としている。

ところが、平成20年頃、社会保険庁（当時）から届いた「ねんきん特別便」を見ると、私たち夫婦の年金記録に未納期間があることが記されていた。

このとき、私は、子が10年以上前に役所を退職しているものの、子の元同僚等に迷惑を掛けるのではとのためらいから、年金記録確認第三者委員会への申立てを行わなかったが、今般、やはり子が納付してくれた事実間違いないので申立てをすることとした。

また、納付したと申し立てている金額では、申立期間の全てを納付できないことは当時は知らなかったが、現在は承知しているので、申立期間のうち、納付した金額に見合う期間について納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その子が昭和53年6月末又は同年7月初旬頃に、同人の当時の勤務先であったA市C課において、先輩職員から申立人夫婦に係る国民年金保

保険料の未納を指摘されたので、同期採用でE事務担当の職員に申立期間の保険料を手渡し、同職員から領収書を受け取ったと申し立てているが、B市は、「当該同期採用の職員は、申立人の子から個人的にそのような依頼をされた記憶が一切無いとしている。また、当時、特例納付保険料は、社会保険事務所（当時）に納付してもらっており、町が便宜的な収納の取扱いを行うことは一切無かった。」旨文書回答している上、当時の国民年金法において、国庫金となる特例納付保険料は、市が収納することはできない。

また、F年金事務所は、保管している昭和48年1月以降の国民年金保険料領収済通知書を精査したところ、申立人夫婦の申立期間以外の期間に係る領収済通知書は確認できるが、申立期間に係る領収済通知書は見当たらなかったとしている。

さらに、申立人が納付したと主張する申立期間の国民年金保険料額は、申立期間に係る申立人夫婦二人分の特例納付保険料額と大きく乖離^{かいり}しており、この事情について、申立期間の保険料を納付したとする申立人の子は、当時、申立人夫婦の未納期間及び特例納付に係る国民年金保険料額を承知しておらず、前述の同期採用の職員から教えられた保険料額6万4,000円を申立期間の保険料全額であると理解して、当該金額を当該職員に支払ったのであり、自身に落ち度は無い旨主張しているが、当該職員はE事務担当職員であり、担当職員であれば容易に算出できる特例納付保険料額を誤ったとは考え難く、当該職員は前述のとおり、このことに関与した記憶は無いとしている上、このほかに申立人の主張を確認できる事情等は見当たらない。

加えて、当時の事情を知る者として、申立人の子が氏名を挙げた当時のA市の複数の職員に対して事情聴取を行ったが、申立人の子が国民年金保険料を特例納付した裏付けとなる陳述は、いずれの者からも得られなかった。

このほか、申立人の子が申立期間の国民年金保険料を特例納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人夫婦の申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の子は、口頭意見陳述において、申立期間の保険料が未納とされていることについて、町の職員による詐取又は横領の可能性を主張しているが、年金記録確認第三者委員会は、保険料の納付の有無について検討し、年金記録の訂正の可否を判断するものであり、当該事実があったか否かについて調査する機関ではない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで
申立期間の国民年金保険料は、私の子が納付してくれた。

国民年金保険料の納付状況について、子は、「自分が、A市（現在は、B市）C課のD事務担当として勤務中の昭和53年6月末又は同年7月初旬頃に、同課のE事務担当の先輩職員から、両親の国民年金保険料の未納を指摘されたので、私と同期採用であったE事務担当の職員に、当該未納期間の保険料を特例納付する場合に必要な保険料額を計算してもらい、その翌日、同期採用の職員の机の前で、両親二人分の6万4,000円を特例納付保険料として同職員に手渡し、同職員から手書きの領収書を受け取った。」としている。

ところが、平成20年頃、社会保険庁（当時）から届いた「ねんきん特別便」を見ると、私たち夫婦の年金記録に未納期間があることが記されていた。

このとき、私は、子が10年以上前に役所を退職しているものの、子の元同僚等に迷惑を掛けるのではとのためらいから、年金記録確認第三者委員会への申立てを行わなかったが、今般、やはり子が納付してくれた事実間違いなので申立てをすることとした。

また、納付したと申し立てている金額では、申立期間の全てを納付できないことは当時は知らなかったが、現在は承知しているので、申立期間のうち、納付した金額に見合う期間について納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その子が、昭和53年6月末又は同年7月初旬頃に、同人の当時の勤務先であったA市C課において、先輩社員から申立人夫婦に係る国民年金

保険料の未納を指摘されたので、同期採用でE事務を担当していた職員に申立期間の保険料を手渡し、同職員から領収書を受け取ったと申し立てているが、B市は、「当該同期採用の職員は、申立人の子から個人的にそのような依頼をされた記憶が一切無いとしている。また、当時、特例納付保険料は、社会保険事務所（当時）に納付してもらっており、町が便宜的な収納の取扱いを行うことは一切無かった。」旨文書回答している上、当時の国民年金法において、国庫金となる特例納付保険料は、市が収納することはできない。

また、F年金事務所は、保管している昭和48年1月以降の国民年金保険料領収済通知書を精査したところ、申立人夫婦の申立期間以外の期間に係る領収済通知書は確認できるが、申立期間に係る領収済通知書は見当たらなかったとしている。

さらに、申立人が納付したと主張する申立期間の国民年金保険料額は、申立期間に係る申立人夫婦二人分の特例納付保険料額と大きく乖離^{かいり}しており、この事情について、申立期間の保険料を納付したとする申立人の子は、当時、申立人夫婦の未納期間及び特例納付に係る国民年金保険料額を承知しておらず、前述の同期採用の職員から教えられた保険料額6万4,000円を申立期間の保険料全額であると理解して、当該金額を当該職員に支払ったのであり、自身に落ち度は無い旨主張しているが、当該職員はE事務担当職員であり、担当職員であれば容易に算出できる特例納付保険料額を誤ったとは考え難く、当該職員は前述のとおり、このことに関与した記憶は無いとしている上、このほかに申立人の主張を確認できる事情等は見当たらない。

加えて、当時の事情を知る者として、申立人の子が氏名を挙げた当時のA市の複数の職員に対して事情聴取を行ったが、申立人の子が国民年金保険料を特例納付した裏付けとなる陳述は、いずれの者からも得られなかった。

このほか、申立人の子が申立期間の国民年金保険料を特例納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人夫婦の申立期間の国民年金保険料を納付したとする子は、口頭意見陳述において、申立期間の保険料が未納とされていることについて、町の職員による詐取又は横領の可能性を主張しているが、年金記録確認第三者委員会は、保険料の納付の有無について検討し、年金記録の訂正の可否を判断するものであり、当該事実があったか否かについて調査する機関ではない。

近畿（奈良）国民年金 事案 6631

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年12月まで
国民年金制度ができたときに、私が、夫の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納めていたはずである。
しかし、夫には国民年金に加入した記録が無い。
子の妻が時期は覚えていないものの身辺整理中に、私の夫の国民年金手帳を誤って捨ててしまったと話しているので、よく調べてほしい。
(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に国民年金に加入していた場合、申立人に国民年金手帳が発行されているはずであり、当該手帳の発行に当たっては、申立期間の国民年金保険料を納付するための国民年金手帳記号番号が申立人に払い出されている必要があるところ、オンライン記録における各種の氏名検索及び当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿について確認を行ったが、申立人に手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、ほかに手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人の妻は、申立人の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人は既に亡くなっており、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の妻は病気のため、当時の事情をこれらの者から聴取することができない上、申立人の子の妻にも当時の事情を聴取したが、同人は、申立人の国民年金手帳を誤って捨ててしまったことは覚えているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付の状況は分からないとしている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月から49年3月まで

昭和41年6月頃、会社を退職したため、以前から夫の国民年金保険料を集金に来ていた人に、私も国民年金に加入する旨を伝えて国民年金に加入し、その後、私が夫婦二人分の保険料を納付していた。

申立期間当時、所持していた国民年金手帳に領収証書を貼付していたが、その手帳は集金人に回収されて、現在は手元に無い。

領収証書は残っていないが、国民年金保険料を納付したことは間違いないので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年6月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人が所持する国民年金手帳の発行日欄に「49. 3. 16」、A県B市の国民年金被保険者名簿に「新規取得 49. 3. 29」とそれぞれゴム印が押されていることから、申立人に係る国民年金の加入手続は、同年3月頃に行われたものと考えられ、このことは、41年6月頃に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたとする申立内容とは符合しない。

また、上述の加入手続時点において、申立期間のうち一部の期間については、国民年金保険料を遡って過年度納付することは可能であるものの、申立人から保険料を遡って納付した旨の主張は無い上、申立期間のうち大半の期間については、時効により保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行うとともに、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を視

認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿(大阪)国民年金 事案 6633 (大阪国民年金事案 5102 及び 5782 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの期間及び53年4月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から38年3月まで
② 昭和53年4月から58年3月まで

今回の年金記録確認第三者委員会への3回目の申立てについては、新たな資料は無いが、私が60歳になる少し前、私が経営していた事業所に、A県B市役所の職員が訪ねてきた。その職員は、私が年金を受給するために不足している期間があり、今、その期間の国民年金保険料として5万円を納付すれば、65歳になったときに年金を受け取ることができると言ったので、私は手元にあった現金からその金額を納付し、その場で領収証書を受け取った。

当時、私が経営していた事業所に居合わせた以前の証言者とは別の一人が、この件について覚えているので、その人から話を聞いてほしい。

年金受給権を確保できるように、市の職員に国民年金保険料を納付したのに、納付期間が19か月不足するとして国民年金が受給できず、納得できないので、再度、調査の上、御判断いただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る1回目の申立てについては、i)申立人の国民年金の納付状況をみると、申立人が年金受給権を確保するためには保険料納付済期間が19か月不足しており、当該不足分を充足するために申立人が納付すべき保険料額は、申立期間②のうち、昭和56年9月から58年3月まで(19か月)で算定すると9万4,140円であり、昭和59年9月より少し前に保険料5万円を納付したとする陳述と符合しないこと、ii)申立人が5万円の保険料を納付したときに、その場に居合わせたとする申立人の知人から当時の事情を聴取したが、具体的な陳述を得ることはできないことなどとして、既に年金記録確認大阪地方第三者委員会(当時。以下「大阪委員会」という。)の決定に基づき、

平成 22 年 12 月 3 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、2 回目の申立てについては、i) 申立人は、前回の申立てに対する通知において、大阪委員会が示した 9 万 4,140 円の国民年金保険料額について、そのような金額の納付通知は受け取っていないと申し立てているが、当該金額は、5 万円を納付して受給権を確保したとする申立人の主張に対して、当時、申立人が受給権を確保するためには 19 か月の保険料の納付が必要であり、その額は、申立人の主張とは符合しないことを示すために大阪委員会が計算しただけのものであることから、当該通知を受け取っていないという申立人の陳述は、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる新たな事情とは認められないこと、ii) 申立人の知人の陳述により、申立てが認められないのは納付できないとして申し立てているが、大阪委員会からの照会に対する申立人の知人の陳述からは、申立期間の保険料の納付をうかがわせる具体的な陳述は得られなかったと判断したものであるが、念のため、2 回目の申立てを受けて再度、同人に照会したが、前回と同様の陳述内容であり、新たな陳述は得られなかったことなどから、大阪委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないとして、既に、同委員会の決定に基づき、平成 23 年 7 月 1 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、3 回目の申立てに当たり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した場合には、前回の申立てにおいて証言者として名前を挙げた知人とは別の知人が居合わせたか、その別の知人が新たに証言してくれるとして、再申立てをしている。

しかしながら、申立人が今回、新たな証言者として指名する前述の知人に当時の状況について照会したが、同人は、「申立人が、経営する事業所に集金人が来たとき、申立人が支払って領収書のようなものを受け取り、それが年金に関わるものである旨を話していた記憶がある。しかし、その領収書を直接見っていないので、納付金額及び何の支払であったかは分からない。」と陳述しているところ、当該陳述内容は、前回の申立てに当たって申立人が指名した知人の陳述内容と同様であり、申立期間の保険料納付をうかがわせる新たな事情とは認められない。

また、申立人は、今回の申立てにおいて、「年金受給権を確保するために、私が経営する事業所に来た市の職員に 5 万円を納付した。」とする従前の主張を繰り返すのみであり、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付に係る新たな関連資料の提出は無く、ほかに大阪委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から47年12月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から47年12月まで

私は、婚姻直後の昭和43年1月頃に、A県B市役所C出張所において国民年金の加入手続きを行い、併せて付加保険料の納付申出も行った。

申立期間の国民年金保険料について、C出張所の窓口で受け取った納付書を用いて、同出張所、D郵便局又はE銀行F支店などで、毎月、付加保険料を含む保険料を納付していた。

また、G年金事務所の職員から別の国民年金手帳記号番号があることを聞いている。

夫も私に国民年金に加入するよう言ったことを記憶しているので、申立期間の国民年金保険料が納付済みとされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「婚姻直後の昭和43年1月頃に、B市役所C出張所において、国民年金の加入手続き及び付加保険料の納付申出を行い、申立期間の国民年金保険料については、同出張所の窓口で受け取った納付書を用いて、毎月、付加保険料を含む保険料を納付した。」旨主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市において昭和58年5月10日に払い出されており、申立人所持の年金手帳を見ると、同年3月28日付けで、国民年金任意加入の被保険者資格を取得しており、申立人が申立期間について、被保険者資格を取得した履歴は確認できないことから、当該期間は、国民年金の未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人は、「G年金事務所の職員から別の国民年金手帳記号番号があることを聞いている。」旨陳述しており、国民年金手帳記号番号払出簿を見る

と、B市において昭和47年に払い出され、48年に資格を取り消された申立人と同姓同名の国民年金手帳記号番号が確認できるものの、当該手帳記号番号については、手帳記号番号払出簿において生年月日及び住所地等を確認することができず、当該手帳記号番号に係る同市の国民年金被保険者名簿、特殊台帳及びオンライン記録も見当たらないことから、当該手帳記号番号は申立人に対して払い出されたものと判断することはできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が主張する国民年金の加入手続場所、付加保険料の納付申出時期及び申立期間の国民年金保険料の納付方法について、i) B市の回答によれば、同市役所C出張所が開設されたのは、昭和44年12月*日であること、ii) 付加保険料の制度が施行されたのは45年10月からであり、同市の当時の広報紙においても同様の記載があること、iii) 納付書を用いて保険料を納付するようになったのは、同市の当時の広報紙によると、申立期間後の49年4月からであることが確認でき、申立人の主張とは符合しない。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から47年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から47年1月まで

私は、昭和46年頃に、A県B市から実家のあるC県D市（現在は、E市）に戻ったので、父が私の国民年金の加入手続を行い、同じ頃、両親が国民年金保険料をまとめて納付してくれたはずである。

両親は他界しているので、納付額などの具体的なことは分からないが、兄が、申立期間当時、父から私の国民年金の加入及び国民年金保険料の納付について話を聞かされたことを記憶しており、当該期間の保険料が納付済みとされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私がD市に戻った昭和46年頃に、父が私の国民年金の加入手続を行い、同じ頃、両親が国民年金保険料をまとめて納付してくれたはずである。」旨主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、D市において昭和48年6月29日に払い出されており、同年6月頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認され、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及びオンライン記録を見ると、申立人の国民年金被保険者の資格取得日は同年4月1日となっており、申立人が申立期間について、被保険者資格を取得した履歴は確認できない上、当該特殊台帳においても、当該期間の保険料を特例納付した記載は確認できない。

また、申立人は、その両親が昭和46年頃に申立期間の国民年金保険料をまとめて納付してくれたはずであると主張しており、当時は第1回特例納付制度が実施されていたことから、当該期間の一部の保険料については特例納付による納付が考えられるところ、当該期間の保険料を納付するためには、申

立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要となるが、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付には関与しておらず、これらを行ったとする申立人の両親は既に死亡しており、当該期間当時、申立人の父親から申立人に係る国民年金の加入及び保険料の納付について話を聞いたとする申立人の兄の陳述からも、国民年金の加入及び当該期間の保険料納付に係る具体的な状況を確認することはできなかった。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年1月から同年3月まで

私たち夫婦は、昭和40年にA県B市（現在は、C市）へ転居後に国民年金に加入し、国民年金保険料については、自宅に来ていた集金人に妻が夫婦二人分を一緒に納付していた。

当時の国民年金手帳及びC市の国民年金保険料納付通知書兼領収証書を提出するので、申立期間の国民年金被保険者の記録を納付済みに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る昭和53年度のC市の国民年金保険料納付通知書兼領収証書を2部（手書き及び機械印字）所持しているが、申立期間である第4期分（昭和54年1月から同年3月まで）の領収日付印欄に国民年金保険料を納付したことを示す押印が無い上、保険料を納付した際には、同市及び金融機関が保管することとなっている国民年金保険料納付済通知書も申立人の手元に残っていることが確認できることから、当該納付通知書兼領収証書からは、申立人の申立期間に係る保険料の納付を確認することができない。

また、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳を見ると、申立期間については、昭和54年度に催告を行ったことを示す「54催」の押印が確認できることから、C市において現年度納付されていなかったことがうかがえる上、当該催告により過年度納付された記録も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、自宅に来ていた集金人に夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと陳述するのみで、申立期間の保険料納付についての具体的な状況が不明である上、申立人夫婦から当該期間に係る保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から同年3月まで

私たち夫婦は、昭和40年にA県B市（現在は、C市）へ転居後に国民年金に加入し、国民年金保険料については、自宅に来ていた集金人に私が夫婦二人分を一緒に納付していた。

当時の国民年金手帳及びC市の国民年金保険料納付通知書兼領収証書を提出するので、申立期間の国民年金被保険者の記録を納付済みに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る昭和53年度のC市の国民年金保険料納付通知書兼領収証書を1部（機械印字）所持しているが、申立期間である第4期分（昭和54年1月から同年3月まで）の領収日付印欄に国民年金保険料を納付したことを示す押印が無い上、保険料を納付した際には、同市及び金融機関が保管することとなっている国民年金保険料納付済通知書も申立人の手元に残っていることが確認できることから、当該納付通知書兼領収証書からは、申立人の申立期間に係る保険料の納付を確認することができない。

また、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳を見ると、申立期間については、昭和54年度に催告を行ったことを示す「54催」の押印が確認できることから、C市において現年度納付されていなかったことがうかがえる上、当該催告により過年度納付された記録も見当たらない。

さらに、申立人は、自宅に来ていた集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと陳述するのみで、申立期間の保険料納付についての具体的な状況が不明である上、申立人夫婦から当該期間に係る保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から50年3月まで

昭和42年5月頃、勤務していた会社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、父から国民年金に入るように言われ、父が加入手続を行ってくれたはずである。

私は、申立期間の国民年金保険料の納付については関与していないが、毎月、家にお金を入れていたので父が納付してくれていたはずであり、婚姻した昭和45年2月以降の保険料は、元妻が納付してくれていたかもしれない。

父は既に他界しており、元妻とは離婚しているため、国民年金保険料の納付状況等は分からないが、間違いなく納付してくれていたと思うので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和42年5月頃、父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は婚姻前は父が、婚姻以降は父又は元妻が納付してくれていたはずである。」旨主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年8月16日にA県B市において申立人の元妻と連番で払い出されており、申立人に係る同市の国民年金被保険者名簿を見ても、国民年金被保険者資格の取得申出年月日が同年8月1日と記録されていることから、同日に国民年金の加入手続が行われたものと推認できることから、当該日には、申立人は既に婚姻しており、自営による事業を行っていたと陳述していることから、申立人が主張する加入時期とは符合しない。

また、申立期間の国民年金保険料の納付について、申立人は関与しておらず、

申立人の父親は既に他界している上、申立人の元妻とは離婚しているため陳述を得ることができないことから、申立期間当時の具体的な状況は不明である。

さらに、申立期間当時における上記とは別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより当時の住所地における縦覧調査（昭和 42 年 5 月から 50 年 8 月まで）を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は 7 年 11 か月に及んでおり、長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとも考え難く、申立人から申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

なお、上記加入手続時点において、申立期間のうち、昭和 48 年 7 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料は過年度納付が可能であり、42 年 5 月から 48 年 3 月までの保険料は、当該加入手続時点において実施されていた第 2 回特例納付制度（実施期間は、昭和 49 年 1 月から 50 年 12 月まで）により、納付することは可能であるものの、前述のとおり、申立期間に係る保険料の納付状況が不明である上、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及び B 市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間の保険料を納付した記録は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。